

新旧対照表

○北海道地域振興条例

新	旧
<p>(施策推進の基本方針)</p> <p>第4条 道は、次に掲げる基本方針に基づき地域振興に関する施策を推進するものとする。</p> <p>(1) 自然環境、文化、歴史、産業その他の地域の特性に配慮すること。</p> <p><u>(2) 人口の減少に伴う地域の課題に対応すること。</u></p> <p>(3) 自然景観、農林水産物その他の地域における資源の効果的な活用を図ること。</p> <p>(4) 地域振興を担う幅広い人材の育成及び活用を図ること。</p> <p>(5) 産業、暮らし、環境、防災及び減災等の幅広い分野にわたる施策を一体的に実施すること。</p> <p><u>(6) 多様な手法による市町村間の連携を促進すること等により、地域の主体的な取組が持続的に進められるようにすること。</u></p> <p>(7) 食料、エネルギー、環境その他の国の内外における重要な課題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるよう、本道の各地域の特性を生かすこと。</p> <p><u>(8) 地域の実情に応じた施策を効果的に進めるために、総合振興局及び振興局がその中核的な役割を担うこと。</u></p>	<p>(施策推進の基本方針)</p> <p>第4条 道は、次に掲げる基本方針に基づき地域振興に関する施策を推進するものとする。</p> <p>(1) 自然環境、文化、歴史、産業その他の地域の特性に配慮すること。</p> <p>(2) 自然景観、農林水産物その他の地域における資源の効果的な活用を図ること。</p> <p><u>(3) 地域振興を担う幅広い人材の育成及び活用を図ること。</u></p> <p>(4) 産業、暮らし、環境等の幅広い分野にわたる施策を一体的に実施すること。</p> <p>(5) 食料、エネルギー、環境その他の国の内外における重要な課題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるよう、本道の各地域の特性を生かすこと。</p>